

建設業法施行規則 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和の概要図 (R5.7.1 施行)

改正前

学歴	実務経験
大学、短大等 (指定学科)	卒業後 3年
高等学校 (指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年



改正後

学歴等		実務経験
学歴	大学、短大等 (指定学科)	卒業後 3年
	高等学校 (指定学科)	卒業後 5年
技師補	1級1次検定合格 (対応種目)	合格後 3年※
	2級1次検定合格 (対応種目)	合格後 5年※
上記以外		10年

※指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)及び電気通信工事業は除く

技術検定種目と対応する指定学科・建設業の業種

技術検定種目	同等とみなす指定学科	実務経験の必要期間が短縮される建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	●			○	○	○	○		●	○	●	○	●	○			○	○			○		●	○		○		○	○
建築施工管理	建築学		●	○	○	○	○	○		●	○	●	○			○	○	○	○	○	○		●		○	○	○	○	○	
電気工事施工管理	電気工学								●												○		●					○		
管工事施工管理	機械工学									●		●	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	

※ ●は指定学科に対応する業種であるが、指定学科卒業生にあっては実務経験の必要期間が短縮され、技術検定合格者にあっては実務経験の必要期間が短縮されない。